

議事日程 (第5号)

令和5年3月23日 午前10時00分開議

- | | | |
|-------|------------------|---|
| 日程第 1 | 第18号議案 | 令和5年度中間市一般会計予算 |
| 日程第 2 | 第19号議案 | 令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業予算 |
| 日程第 3 | 第20号議案 | 令和5年度中間市住宅新築資金等特別会計予算 |
| 日程第 4 | 第21号議案 | 令和5年度中間市地域下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 5 | 第22号議案 | 令和5年度中間市公共用地先行取得特別会計予算 |
| 日程第 6 | 第23号議案 | 令和5年度中間市介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 第24号議案 | 令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 8 | 第25号議案 | 令和5年度中間市公共下水道事業会計予算 |
| 日程第 9 | 第26号議案 | 令和5年度中間市水道事業会計予算 |
| | | (日程第1～日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第10 | 第27号議案 | 令和4年度中間市一般会計補正予算 (第12号) |
| | | (日程第10 委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第11 | 委員会提出議案
第 1 号 | 中間市議会会議規則の一部を改正する規則 |
| | | (日程第11 提案理由説明・質疑・討論・採決) |
| 日程第12 | 委員会提出議案
第 2 号 | 中間市議会の個人情報の保護に関する条例 |
| | | (日程第12 提案理由説明・質疑・討論・採決) |
| 日程第13 | 意見書案
第 1 号 | 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書 |
| | | (日程第13 提案理由説明・質疑・討論・採決) |
| 日程第14 | 意見書案
第 2 号 | 保育士配置基準を見直し保育士の増員を求める意見書 |
| | | (日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決) |
| 日程第15 | 意見書案
第 3 号 | 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書 |
| 日程第16 | 意見書案
第 4 号 | 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書 |

(日程第15・日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採
決)

日程第17 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1番 小林 信一君	2番 堀田 克也君
3番 田口 善大君	4番 蛙田 忠行君
5番 柴田 芳信君	6番 田口 澄雄君
7番 山本 慎悟君	8番 安田 明美君
9番 掛田るみ子君	10番 中尾 淳子君
11番 阿部伊知雄君	12番 大和 永治君
13番 柴田 広辞君	14番 下川 俊秀君
15番 井上 太一君	16番 中野 勝寛君

欠席議員 (0名)

欠 員 (0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 福田 浩君	総務部長 …………… 田代 謙介君
市民部長 …………… 米満 孝智君	保健福祉部長 …… 篠田 耕一君
福祉事務所長 …… 蔵元 洋一君	教育部長 …………… 船津喜久男君
環境上下水道部長 ……………	末廣 勝彦君
建設産業部長 …… 村上 智裕君	消防長 …………… 林 誠志君
総務課長 …………… 井上 篤君	財政課長 …………… 持田 将一君
上水道課長 …………… 田中 秀一君	下水道課長 …… 高田洋次郎君
健康増進課長 …… 岩河内弘子君	介護保険課長 …… 友廣 慎也君

事務局出席職員職氏名

事務局長 佐伯 道雄君	書 記 志垣 憲一君
書 記 東 隆浩君	書 記 久保 有未君

午前10時00分開議

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。会議に入ります前に、福田市長から報告したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。福田市長。

○市長（福田 浩君）

皆様、おはようございます。令和4年度の特別交付税が3月22日に決定されましたので、ご報告申し上げます。

国の特別交付税総額につきましては、前年度比3.6%の増額となっておりますが、本市における特別交付税の額は8億570万円で、昨年度と比較いたしますと3,570万円、率にして4.6%の増額となっております。本年度の予算額を1億2,280万円上回る特別交付税の額となったことは、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策、人口減少及び少子高齢化対策、学校再編や老朽化した公共施設の維持保全等に係る財源確保といった諸課題に取り組む本市といたしましては、非常に心強いものとなりました。

これも、議会の皆様方のご協力の賜物と感謝いたしております。今後も引き続き、効率的な財政運営を推進していくことを申し上げまして、特別交付税のご報告とさせていただきます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいまの出席議員は16名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第18号議案

日程第2. 第19号議案

日程第3. 第20号議案

日程第4. 第21号議案

日程第5. 第22号議案

日程第6. 第23号議案

日程第7. 第24号議案

日程第8. 第25号議案

日程第9. 第26号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第1、第18号議案から日程第9、第26号議案までの令和5年度各会計予算9件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第18号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分及び第22号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第18号議案、令和5年度中間市一般会計予算について申し上げます。一般会計の予算の総額は、令和4年度と比較して8億4,277万7,000円の減額、率にして4.5%減の歳入歳出それぞれ180億569万円とするものです。

まず、歳入の主なものとして、市税においては、個人市民税をはじめ多くの税目で増収が見込まれることから、市税総額で令和4年度から6,854万1,000円の増額となっております。

地方交付税について、普通交付税においては、令和4年度の当初交付決定額と比較して0.5%減額の45億6,764万6,000円が計上され、普通交付税の補完財源である臨時財政対策債においては、令和4年度当初予算と比較して、1億739万7,000円減額の7,421万4,000円が計上されています。

地方消費税交付金においては、地方財政計画の伸び率と令和4年度の決算見込み額を勘案し、令和4年度から6,204万円増額の9億3,339万7,000円が計上されています。寄附金について、個人版ふるさと納税においては、令和4年度の決算見込み額に基づき、4億円減額の6億円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、人件費につきましては、令和4年度から1.2%増の31億5,646万円となっております。

繰出金については、地域下水道事業特別会計繰出金が、下水処理場2施設の除却に伴い増額となることを主な要因として、令和4年度と比較して5,659万円増額の24億629万円となっております。

総務費については、開館から25年以上経過した中間市市民会館なかまハーモニーホール of 老朽化した屋上及び壁面の防水改修工事に6,811万7,000円が計上されています。

教育費については、物価高騰の影響により、子育て世帯の経済的負担が特に大きくなっている状況に鑑み、市内の小中学校で提供されている学校給食の保護者負担額を緊急的に補助するため、学校給食費緊急支援事業補助金に1億5,183万円が計上されています。

次に、第22号議案、令和5年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について申し上げます。

歳出にあつては公有財産購入費10万円、また、歳入にあつては市債10万円が計上されており、予算の総額は歳入歳出それぞれ10万円となっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第18号議案及び第22号議案のいずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し

上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第18号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分、並びに第19号議案、第20号議案、第23号議案及び第24号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第18号議案、令和5年度中間市一般会計予算について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、歳入予算の根幹であります市税においては、前年度予算と比較し6,854万1,000円の増額の39億9,973万3,000円が計上されています。その内訳として、市民税16億3,769万4,000円、固定資産税16億3,833万4,000円、軽自動車税1億1,153万8,000円、市たばこ税3億1,298万3,000円、都市計画税2億9,918万4,000円となっています。

また、地方消費税交付金が、前年度と比較して6,204万円増額の9億3,339万7,000円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、民生費においては、中学校卒業までの子どもを対象とした医療費の助成を、本市独自の施策として高校卒業相当の年齢まで拡大され、子ども医療に要する経費に1億4,450万4,000円が、重度障がい者医療に要する経費に1億1,722万5,000円が、ひとり親家庭等医療に要する経費に3,651万2,000円がそれぞれ計上されています。

また、食材料費等が高騰する中、保護者の経済的負担の軽減及び栄養バランスや量を保った給食を実施するため、令和4年度に引き続き、保育所等に対する給食材料費の一部補助に648万円が計上されています。

衛生費においては、妊娠時から出産及び子育てまで切れ目のない伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業について、令和5年度分の経費として3,530万2,000円が計上されています。

討論において、「市民団体等への補助金が削減されたままであり、市民団体の活動の活発化というのは、本市の活性化につながるので復元を求める。さらに、令和5年度の単年度において、学校給食費が無償化されるが、保育所についても早急に無償化の検討をお願いする。また、税金について、調定額は減っているが、税金が大きく伸びている。この背景には、無理な市民への徴収の実態があると思うので、改善を含めた配慮ある徴収業務を求めて反対する。」との意見がありました。

次に、第19号議案、令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、国民健康保険税が令和4年度と比較して3,520万3,

000円増額され、7億3,672万6,000円計上されています。また、県支出金として35億7,458万4,000円、繰入金として5億1,415万1,000円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、保険給付費では、令和4年度と比較して1,553万2,000円増額の35億4,223万1,000円、国民健康保険事業費納付金では11億3,018万円、保健事業費では3,759万8,000円が計上されています。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ48億3,288万3,000円となっています。

討論において、「平成29年度からの5年間を見ると、国保は黒字であり、累積赤字は約4億6,000万円に減っている。しかし、この間でも保険料の値上げをしているので、高過ぎる保険料について、法定外繰入れを含めた配慮ある対応を求め、反対する。」との意見がありました。

次に、第20号議案、令和5年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものは、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金として55万1,000円、貸付金の元利収入として77万3,000円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費として、弁護士相談委託料に30万8,000円、補償、補填及び賠償金に101万6,000円が計上されています。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ132万6,000円となっています。

次に、第23号議案、令和5年度中間市介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

まず、保険事業勘定の歳入の主なものは、65歳以上の第1号被保険者介護保険料が10億1,674万2,000円、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金が13億3,664万7,000万円、支払基金交付金が13億4,841万1,000円、県支出金が7億2,640万8,000円、一般会計繰入金が8億3,803万5,000円計上されています。

次に、同勘定の歳出の主なものとして、介護サービス利用に伴う保険給付費が46億8,802万5,000円、高齢者の地域での生活を総合的に支援する地域支援事業費が4億8,324万7,000円計上されています。

以上により、保険事業勘定の予算総額は歳入歳出それぞれ52億9,384万6,000円となっています。

次に、介護サービス事業勘定の主なものとして、予防給付費収入が3,132万6,000円計上されています。

次に、同勘定の歳出な歳出の主なものとして、会計年度任用職員人件費及び介護予防支

援計画原案作成委託料支払費等に3, 132万8, 000円が計上されています。

以上により、介護サービス事業勘定の予算の総額は歳入歳出それぞれ3, 132万8, 000円となっており、保険事業勘定を加えた予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億2, 517万4, 000円となっています。

討論において、「介護保険給付費準備積立金が5億4, 000万円となっている。今、市民生活は高齢化を含め大変な状況下であり、積み立てができるのであれば、そういったお金を市民生活に還元することを求め、反対する。」との意見がありました。

次に、第24号議案、令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

まず、歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料として6億4, 965万9, 000円、一般会計繰入金として2億4, 188万4, 000円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、後期高齢者医療広域連合への納付金として8億8, 093万1, 000円が計上されています。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ8億9, 857万1, 000円となっています。

討論において、「わずかな収入でも医療費が1割負担から2割負担の倍になる制度であり、高齢者にはとても厳しい制度だと思う。こうした差別的医療ではなく、元の医療費無償化の老人医療に戻すことを国に求める立場として、反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第18号議案、第19号議案、第23号議案及び第24号議案についてはいずれも賛成多数で、第20号議案については全員賛成で、いずれも原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第18号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分、並びに第21号議案、第25号議案及び第26号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第18号議案、令和5年度中間市一般会計予算について申し上げます。

まず、歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料において、公営住宅及び地域優良賃貸住宅等の住宅使用料が1億890万2, 000円計上されております。国庫支出金の土木費国庫補助金においては、道路・市営住宅等の社会資本の改築・改修事業などに伴う社会資本整備総合交付金が5, 377万4, 000円、中鶴地区建替事業に伴う住宅市街地総合整備事業費補助金が1, 274万円計上されております。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費の住宅交通政策費において、公共交通の運行維持に係る補助金、中古住宅購入・リフォーム補助金等の負担金補助及び交付金が5,143万6,000円計上されております。

衛生費においては、遠賀・中間地域広域行政事務組合への火葬施設負担金として4,495万2,000円、じんかい処理に要する負担金として4億3,021万5,000円が計上されております。

農林水産業費においては、農村環境整備工事として、中底井野地区の揚水ポンプ改修事業に1,470万円が計上されております。

土木費においては、通谷地区の歩道橋撤去及び歩道整備の実施設計業務に1,713万円、都市計画の基本方針である都市計画マスタープランの策定業務に600万円がそれぞれ計上されております。

消防費においては、今後ますます増大することが予測される救急需要に対応するため、救急救命士新規養成経費として、救急救命士新規研修負担金に210万6,000円が計上されております。

討論において、「消防本部所管の消防費県補助金について、令和5年と令和6年の2か年計画で、移動式空気ボンベ充填機、空気呼吸器及びボンベを購入するために、石油貯蔵施設立地対策等交付金が計上されているが、白島石油備蓄基地は福智山断層の延長上であり、危険性が問題視されている設備であるため、市の基金等を活用して購入すべきだと考え、反対する。」との意見がありました。

次に、第21号議案、令和5年度中間市地域下水道事業特別会計予算について申し上げます。

歳入の主なものとしたしましては、一般会計繰入金が5,682万4,000円、地域下水道施設改良等基金繰入金が5,299万5,000円、曙下水処理場及び中鶴下水処理場の撤去工事費の財源として、国庫補助金が1億円計上されております。

歳出の主なものとしたしましては、両下水処理場の撤去工事費が2億1,000万円計上されております。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ2億1,022万4,000円となっております。

次に、第25号議案、令和5年度中間市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

令和5年度の水洗化戸数は1万6,674戸、年間総処理水量は312万4,829立方メートルの予定となっております。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収益的収入の主なものとしたしましては、下水道使用料が4億9,830万円、他会計補助金が5億1,435万4,000円、長期前受金戻入が3億8,944万8,000円計上されており、総額14億6,814万7,000円となっております。

収益的支出の主なものとしたしましては、流域下水道維持管理負担金が4億993万2,000円、減価償却費が7億7,334万1,000円、支払利息及び企業債取扱諸費が1億4,393万円計上されており、総額14億4,084万8,000円となっております。

その結果、令和5年度は消費税を含めまして、2,729万9,000円の利益が見込まれております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の主なものとしたしましては、建設改良の財源として、建設改良企業債が3億5,640万円、国庫補助金が1億8,410万円、一般会計からの繰入金として、他会計出資金が1億223万5,000円計上されており、総額7億2,904万9,000円となっております。

資本的支出の主なものとしたしましては、建設改良費が5億8,705万2,000円、企業債償還金が5億2,021万2,000円計上されており、総額11億926万4,000円となっております。

その結果、3億8,021万5,000円の不足となりますが、不足額については、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填される予定となっております。

次に、第26号議案、令和5年度中間市水道事業会計予算について申し上げます。

令和5年度の給水戸数は、中間市と遠賀町を合わせて2万8,161戸の予定となっております。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収益的収入の主なものとしたしましては、給水収益が9億281万6,000円計上されており、総額10億9,234万3,000円となっております。

収益的支出の主なものとしたしましては、原水及び浄水費が2億8,629万円、固定資産の減価償却費として、3億4,973万2,000円が計上されており、総額10億8,876万6,000円となっております。

その結果、令和5年度は消費税を含めまして、357万7,000円の利益が見込まれております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の主なものとしたしましては、企業債が6億7,000万円となっており、総額6億7,858万円となっております。

資本的支出の主なものとしたしましては、唐戸浄水場浄水池整備工事等に伴う工事請負費等の原水及び浄水施設改良費が4億9,391万5,000円、配水管布設替工事に係る工事請負費等の配水施設改良費が4億7,703万5,000円、企業債償還元金が2億5,564万6,000円計上されており、総額12億3,950万1,000円となっております。

その結果、5億6,092万1,000円の不足となりますが、不足額については、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填される予定となっております。

討論において、「行政が非正規職員を増やし、人件費削減の目的で民間委託を進めていくような経済の悪循環を助長する行為は見直すべきと考える。また、老朽化する唐戸浄水場について、現在働いている方を市の職員として採用し、水道事業についての技術力継承も含め直轄に戻すべきだと考えることから反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第18号議案及び第26号議案は賛成多数で、第21号議案及び第25号議案は全員賛成で、いずれも原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

第18号議案、令和5年度中間市一般会計予算について、反対意見を申し述べます。

まずは、職員の人事評価制度についてです。全国的には、8%地方公務員の削減が実施をされている間に、同じ期間に中間市の職員は38%も削減をされています。減らされた上に、職員同士の給与査定で競争させるやり方は、過度なストレスと結果的に職場の輪を壊し、やる気を失わせ、中間市から活気を奪います。削減ではなく、職員増と人事評価制度の中止を求めます。

次に、市民団体等への補助金が、令和元年度から2年度にかけて一気に減らされましたが、その後も減額が続いたり、減額のままだったりの状況下にあります。市の活性化は市民活動の活性化がベースとなります。各団体への補助金の復元を求めます。市は、中間市の財政難を盛んに強調しますが、財政の指標である経常収支比率、令和2年度は県下、市でトップ。さらに、数値がこの年よりも好転した令和3年度でも、上から4番目にあります。市はこうした財政の好転を基金への溜め込みという形で推し進めています。しかしその一方で、市民生活の反映である市税の調定額は、10年前に比べて大きく落ち込んでいます。ただし、税収は収納率のアップという形で確実に増え続けています。もっと市民生活の維持と向上に目を向けた市政運営を求めます。

次に、学校給食費の無償化の実施、これは喜ばしいことですが、1年限りであり、その後は決まっていません。引き続きの実施を求めます。また、保育所の給食は有償のままで

す。子どもたち全体に配慮し、保育所での無償化を求めます。

また、学校給食は、10校とも昨年度から民間委託されました。民間サイドへのお任せでは、質の低下が危惧されます。子どもたちの喜べる給食の提供のために、職員の工夫や努力の生かされる元の直営に戻すべきです。これでは災害時の臨機応変な対応も委託ではできません。

次に、白島備蓄基地の協力金として交付金を受けています。わずか年間300万少し超える程度ですが、確かにこの交付金によって移動式空気ボンベ充填機等の購入費に充てられています。しかし、もし地震等により白島への電源の供給が止まると、ここは大爆発を起こします。黒崎駅の下を通過して白島方面へ伸びていると言われる福智山活断層は、2017年に政府の地震調査研究推進本部によって、30年以内にマグニチュード7以上の地震を起こす確率が3%以上の国内主要活断層に格上げ追加をされました。我が国でも最も地震の確率の高い危険な113の活断層の一つであります。もし、白島の備蓄基地が大爆発を起こしますと、玄海灘は火の海になります。540万トンの原油は、湾岸戦争での流出量19万トンの約30倍で、火の海は日本海から南朝鮮沖まで及ぶと言われていています。利便性より遥かに危険性の高い、こんな施設への協力は中止することを求めます。

以上により、18号議案については反対といたします。

次に、第19号議案、令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について、反対意見を申し述べます。最高時に12億5,000万円もあった累積赤字は、令和3年度末で7億7,000万円まで減りました。約5億円の減です。しかし、黒字であるにも関わらず、令和2年度には値上げをしています。また、限度額は一貫して上がり続け、ついに1世帯年間100万円を超えました。賃金が下がり続けている我が国の所得が最高のときの平成9年度の限度額が50万円、これの2倍以上に当たります。余りにも酷すぎます。中間市を取り巻く遠賀4町、北九州市、直方市、鞍手町では、一貫して法定外繰入れが実施をされていますが、中間市はこれを実施をしないために、累積赤字が積み増しをされました。福田市政下では、1円も繰り入れをされていない法定外繰入れを早急に実施をし、赤字解消と国保税の引き下げを求めます。

次に、第23号議案、令和5年度中間市介護保険事業特別会計予算について、反対意見を申し述べます。令和4年度の介護保険料は約10億円ですが、準備基金の積み立てが5億4,000万円にもなります。その一方で中間市の介護保険料は、県の平均を超えていますし、制度開始以降の引き上げ額である加重平均も、全体が99.3%ですが、中間市では102%となっています。値上げ幅が高いのも中間市の特徴です。来年度は、再来年度からの保険料の再設定の年ですので、保険料を引き下げることと、保険サービスの国基準を上回る、上乘せとサービスの範囲拡張の横出し、それと減免制度の拡充という市民生活応援の制度実施を求めます。

以上のことから、本予算案についても反対といたします。

第24号議案、令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について、反対意見を申し述べます。昨年度から1割負担から2倍の2割負担に変わった被保険者給付の負担、中間市では1,480人、18%もいるとのこと。年収で単身者で200万円、夫婦で320万円とのことですが、結果として通院回数を減らしたり、薬を減らす被保険者も出ているようです。こうなりますと、重症化によってさらに医療費の高騰が心配をされます。また、次期保険料設定では、年収153万円以上の被保険者の保険料アップが計画をされています。こうした年齢的差別医療ではなく、逆にかつてのような老人医療の無償化によって、重症化を防ぎ、全体の医療費の抑制を図るべきであります。制度そのものの設計とその運用のあり方に多大に問題がありますので、本予算案については反対をいたします。

次に、第26号議案、令和5年度中間市水道事業会計予算について、反対意見を申し述べます。市民の命に関わる水道事業における休祭日及び夜間作業の民間委託は、人件費の削減のために行われているもので、労働者同士の間には差別を持ち込むものです。行政が非正規職員を増やし、人件費削減を目的として、民間委託を進めるという経済の悪循環を助長するような行為は、見直すべきだと考えます。今後の水道事業の技術力伝承のためにも正規職員の確保を図りながら、計画的な運営を図るべきです。

以上のことから、本予算案には反対をいたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。小林議員。

○議員（1番 小林 信一君）

中間クラブの小林信一です。

第18号議案、令和5年度中間市一般会計予算について、意見を付しての賛成討論をさせていただきます。

令和5年度中間市一般会計予算に学校給食費緊急支援事業として、1億5,183万円の予算が計上されています。この事業は、コロナ禍及びロシアのウクライナ侵攻などによる物価高騰により、子育て世帯の経済的負担割合が大きくなっている状況を踏まえ、中間市小中学校が提供する学校給食の保護者負担額を緊急的に補助する、こういう事業となっております。小中学校の給食費に関しては、令和4年度も、コロナ禍における経済的困窮と物価高騰、これが社会的な大きな問題になっておった折に、本市では令和4年4月から学校給食費が値上げされることになっていました。しかしながら、保護者の負担軽減のため、値上げ分が補助されることになりました。

経済的困窮と物価高騰の支援対策の例を、今、一つ挙げてみますと、市内の事業所を含む全世界帯対象に水道の基本料金が補助されました。この基本料金の補助が1世帯ひと月当たり約850円程度でありましたが、市民の皆さんからは「助かります。」、そういう高い評価を受けておりました。

ところが、令和5年度の一般会計予算には、小中学校の給食費全額補助の予算は計上さ

れていますが、水道の基本料金を補助するような予算は計上されていないようです。これまで多くのコロナ対策事業が実施されてきましたが、市民の声に耳を傾けてみますと、「コロナ対策は、市民全体に幅広く公平に実施してほしい」、「私たちには何も補助がない」、「物価高で厳しい状況はみんな同じでしょうが」、こういうふうな声がいろいろと聞かれます。本来であるならば、この1億5,183万円のこの予算は、市民に幅広く、公平感のある支援や補助を行う対策事業に使うべきと思います。

しかし、福田市長は3月の議会答弁の中でも、学校給食費緊急支援事業は、令和5年度の単年度に限定して実施する事業であると、こう言われておたはずです。市長の言われる令和5年度に限定した緊急対策事業であることを確認させていただくとともに、食料品等の物価高騰や電気料金の高騰に、日々厳しい生活を余儀なくされている多くの市民の思いを受け止め、令和5年度中に市民全体を対象とする支援対策や補助事業を実施していただくよう強くお願いをいたします。

最近の報道等に耳を傾けますと、政府は、低所得世帯・非課税世帯に一律3万円の現金を食料品やエネルギー価格高騰の物価高騰対策で支給することを決めたようです。さらに、支給対象となる子育て世帯には、子ども1人当たり5万円を上乗せして支給する、こういう決定をしております。低所得世帯への給付につきましては、地方創生臨時給付金に特別枠を設け、財源は2022年度の予算の予備費を活用すると、こういうことになっておるようです。

「私たちはいつも節約や我慢を強いられる」、「支援・補助を受ける人はいつも決まっている」、このような市民感情を醸成してはならないと思います。コロナウイルスによる身体的病だけでなく、差別関連を抱かせるような精神的病まで感染してはなりません。市民に公平感ある対策事業を早急に実施していただくことを強く求め、賛成討論とさせていただきます。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第18号議案から第26号議案までの令和5年度各会計予算9件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第18号議案、令和5年度中間市一般会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、第18号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第19号議案、令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(中野 勝寛君)

起立多数であります。よって、第19号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第20号議案、令和5年度中間市住宅新築資金等特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第20号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第21号議案、令和5年度中間市地域下水道事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第21号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第22号議案、令和5年度中間市公共用地先行取得特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第23号議案、令和5年度中間市介護保険事業特別会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(中野 勝寛君)

起立多数であります。よって、第23号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第24号議案、令和5年度中間市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、第24号議案は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、第25号議案、令和5年度中間市公共下水道事業会計予算を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第25号議案は委員長の報告のとおり可決されました。
次に、第26号議案、令和5年度中間市水道事業会計予算を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、第26号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 第27号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第10、第27号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第12号）を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第27号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第12号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,047万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ204億2,017万4,000円とするものです。

まず、歳入の主なものとして、国庫支出金におきまして、交付限度額の通知に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1,279万4,000円追加計上されています。

次に、歳出の主なものとして、総務費におきましては、全体の財源調整として、財政調整基金積立金に1,419万5,000円が計上されています。

衛生費におきましては、水道料金のうち基本料金を減免する事業について、決算額が見込み額から減額となる可能性がある中で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に不用額を生じさせず有効に活用するため、水道事業会計繰出金に対する同交付金の

充当額が21万1,000円減額され、一般財源に振り替えられています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第27号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第12号）のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分についての審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、国庫支出金においては、対象事業費の決算見込みに基づき、子ども・子育て支援交付金の地域支援事業分が91万6,000円減額されています。県支出金においても、決算見込みに基づき、放課後児童健全育成事業費補助金が91万6,000円、保育所等物価高騰対策費補助金が48万5,000円、それぞれ減額されています。

次に、歳出の主なものとして、民生費においては、決算見込みに基づき、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者に対して、感染拡大の防止に必要となる経費を補助する新型コロナウイルス感染症対策補助金が274万8,000円、電気・ガス・ガソリン代等の高騰の影響を受けている私立保育所等に対して、原価価格高騰に伴う運営経費の増額分を補助する保育所等物価高騰対策費補助金が97万円、それぞれ減額されています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業総合委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第27号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第12号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

歳出につきまして、商工費において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の今回の限度額と不用額等を合わせた1,440万6,000円を第3号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第11号）の一部として、今期定例会に提案されております地域経済活性化対策補助金の財源として充当されるものであります。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第27号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決し

た次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第27号議案、令和4年度中間市一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第27号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11. 委員会提出議案第1号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第11、委員会提出議案第1号、中間市議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。柴田広辞議会運営委員長。

○議会運営委員長（柴田 広辞君）

委員会提出議案第1号、中間市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、中間市議会における議会運営等に関する申し合わせ事項の見直しが行われ、議会運営システムの記名式電子採決機能による採決を行うことが決定したことに伴うもので、中間市議会会議規則第14条第2項の規定により議会運営委員会において、議案の提出を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、まず、会議規則第67条第1項において、現在、表決は起立採決による表決を原則としているところ、改正後は、電子採決システムによる表決を原則とすることといたしております。

また、新たに、第2項として、電子採決における裁決の取扱いに関する規定を設け、従

前の第2項を第3項に項番号を繰り下げております。

次に、第73条においては、簡易採決に関して規定されておりますが、この簡易採決に異議があった場合における裁決の方法についても、先の第67条と同様、電子採決システムによる採決を原則とすることといたしております。

なお、改正規則の施行日は、令和5年4月1日で、施行日以降、最初に開催される定例会または臨時会から適用することといたしております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております委員会提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号、中間市議会会議規則の一部を改正する規則を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

全員起立であります。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 委員会提出議案第2号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第12、委員会提出議案第2号、中間市議会の個人情報保護に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。柴田広辞議会運営委員長。

○議会運営委員長（柴田 広辞君）

委員会提出議案第2号、中間市議会の個人情報保護に関する条例について、提案理由を申し上げます。

まず、今回の条例制定の経緯ですが、執行部提案の個人情報関連の条例の制定や改正の議案の提案理由にもありまして、地方公共団体がこれまで、それぞれの団体の条例で管理してきた保有個人情報の取り扱いが、令和5年4月1日から、改正後の個人情報保護法に基づき管理されることとなります。

この改正後の個人情報保護法では、地方公共団体の議会は、適用除外とされておりますが、一部の規定における地方公共団体の機関の文言に、議会が含まれていることなどに鑑み、議会においても従前のとおり、条例による保有個人情報の適切な取り扱いを確保する責務があることから、新たに中間市議会においても、個人情報の保護に関する条例を制定するもので、中間市議会会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会において、議案の提出を行うものでございます。

条例の内容といたしましては、まず、第1章総則の第1条から第3条までにおいては、本条例の目的、本条例における用語の定義、議会の責務を定めております。

次に、第2章個人情報の取り扱いの第4条から第16条までにおいては、個人情報を保有する際の制限、個人情報取得の際の利用目的の明示、保有個人情報の安全管理措置、漏えいした場合の通知、個人情報の利用及び制限などを定めております。

次に、第3章個人情報ファイルの第17条においては、個人情報ファイル簿の作成に係る手順と公表について定めております。

次に、第4章開示、訂正及び利用停止の第18条から第46条までにおいては、議会が保有する個人情報について、開示請求に関する事項、訂正に関する事項、個人情報に係る本人が自己の情報に関し、利用停止、消去または提供の停止を求めるための請求方法、また、開示決定、訂正決定、利用停止決定等または開示請求、訂正請求、もしくは停止請求に係る不作為についての審査請求があった場合の対応について定めております。

この中で、審査請求があった場合は、執行部が第15号議案で提案している中間市情報公開・個人情報保護委員会条例において設置する委員会に、諮問することとしております。

次に、第5章雑則の第47条から第52条までにおいては、保有個人情報の開示請求等をしようとする者に対し、容易かつ的確に、開示請求ができることなどの利便性を考慮した適切な措置を講ずること、また、個人情報等の取り扱いに関する苦情処理や、本条例における施行状況の概要を公表することなどを定めております。

最後に、第6章罰則の第53条から第57条までにおいては、職員をはじめ、職員であった者、委託契約などにおける受託者などが、議会が保有する個人情報等を正当な理由がなく提供した場合や、盗用した場合、また、職権を濫用して職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密などの事項が記録された文書等を収集した場合などにおいて、懲役刑、罰金刑、過料の罰則を科することを定めております。罰則に関しましては、条例策定の過程において、福岡検察庁との協議を経ております。

なお、条例の施行日は、改正個人情報保護法の施行日に合わせ、令和5年4月1日とい

たしております。ご審議の方よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄議員。

○議員（6番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。

委員会提出議案第2号、中間市議会の個人情報の保護に関する条例について、反対意見を申し述べます。

国の法律による、各自治体独自の保護条例への規制の一環であります。もともと国のこうした動きの背景には、公的権力によって集められた莫大な情報と、これを自己利益につなげたい財界との思惑が背景にはあります。しかし、住民は、こうしたことのために情報を提供してはおりません。厳しい規制を図るべきです。そのことと逆行する、こうした動きは容認することができません。各自治体の独自性と、今までの個人情報への配慮を無にする、こうした制度運用については反対であります。

以上のことから、本条例案については反対といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号、中間市議会の個人情報の保護に関する条例を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 意見書案第1号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第13、意見書案第1号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

意見書案第1号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書案について、提案理由を申し述べます。

この意見書案の提出後、袴田事件の再審開示が再び認められました。袴田さんは57年間という長きにわたって殺人犯として扱われ、死刑判決が出されて40年にもなります。いつ執行されるとも分からない死の恐怖を余儀なくされ、どういう思いで生きてこられたのでしょうか。また、ご家族も大変だったと思います。

問題は、こうした事件が特別なこととしてではなく、誰にでも起き得るし、現に数多くの冤罪事件が起きていることからして、決して私たちと無関係ではないということであり、個人の権利よりも国家の威信が優先する問題、これが背景にはあります。

袴田事件は、今回の二審請求だけでも15年間もかかりました。一番の問題は、検察官の上訴権です。審議そのものを否定するものですが、何もそのようなことをしなくても、再審を実施し、その中で審議を尽くせば済む話なのですが、その審議の土俵自体を避けているわけです。幸い、今回の袴田事件は特別抗告を断念したようですが、本意見書にあるような制度そのものを変えたわけではありません。

我が国が再審規定のモデルとしたドイツでは、1964年に検察官の上訴は禁じられています。我が国はその反省の上にも立っていません。余りにも酷すぎるのではないのでしょうか。

しかし、これでは、一度有罪と決まった刑は、いかなる無罪の新証拠が出ようと審議すらされないことになります。また、それに加えて、検察手持ちの証拠が、検察に都合のよい証拠に限られてしか出されてないことであります。これでは、有罪と決まったものは、自分たちの力で新たな証拠を見つけ出すしか方法はありません。余りに無罪証明のための困難を、無罪を主張する側だけに押し付けていることになります。検察手持ちの証拠があれば、全部これは出すべきです。

さて、この再審法は、1922年、大正11年と言いますから、つまり今から100年以上前にできた旧刑事訴訟法によるものですが、戦後の民主化の中で、日本国憲法39条の二重処罰の禁止規定に反映され、すでに無罪とされた行為については、刑事上の責任は問われないとする不利益再審によって、これは救われることになりました。つまり、この再審法は、戦後は有罪と判決された無実の人を救済するためだけの手続きとなったわけがあります。

しかし、現実には、最初の判決で有罪と決まった被告人に対する取り扱いは、戦前と何ら変わりがありません。再審そのものはできますが、国家が個人に優先する考え方による処

遇が、被疑者の無罪までの道のりを非常に困難なものにしています。有罪判決までの警察や検察の対応を見ますと、長期にわたる自白の強要、検察にとって不利益な証拠の隠蔽、あるいは偽の証拠の捏造までが、袴田事件やその他の事件にも見て取れます。

しかし、これでは、我が国は法治国家とは言えません。独裁国家と変わらないのではないのでしょうか。まともな国と言えるように、再審法の改正によって、国民の権利、人権が守られる社会をつくることを強く求めて、提案理由といたします。

以上、議員各位のご賛同を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。阿部議員。

○議員（11番 阿部伊知雄君）

公明党の阿部伊知雄です。

意見書案第1号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書に対し、公明党の見解を述べさせていただきます。

再審請求審における証拠開示のあり方については、再審請求審の構造や手続規定、さらには、確定した事件の記録や証拠の保管等のあり方も踏まえ、通常審における証拠開示のあり方とは異なるため、慎重に検討されるべきです。

また、平成28年に改正された刑事訴訟法等の一部を改正する法律には、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに再審請求審における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、承認等の刑事手続外における保護に係る措置等について検討を行うものとする、といった附則が定められました。現在、法務省において、裁判所、日弁連、警察の4者で、制度のあり方に関する議論が行われているところであります。

よって、現段階においては、その議論の経過を見守っていくべきであると考えます。

以上のことから、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書には、ご賛同致しかねます。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありますか。柴田芳信議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。

意見書案第1号、刑事訴訟法の再審規定の改定を求める意見書案について、賛成討論を行います。

57年前の1966年、静岡県の旧清水市で1家4人が殺害される、いわゆる袴田事件。東京高裁は今年13日、死刑が確定している袴田巖さんの裁判のやり直しを決めました。東京高裁は2018年、再審請求を棄却。2020年の最高裁からの差し戻しを受けて、東京高裁は今回、自らの判断を覆す形で再審を決めております。静岡地裁が袴田さんの釈放と再審開始を決めてから、実に9年越しの決定であります。

今年20日、特別抗告断念について、東京高検の次席検事は、「特定の方向だけの検討をしたわけではない」として、慎重な検討も重ね判断したと報道がなされました。57年かかって無罪への扉がやっと開かれたわけですが、袴田さんの失われた歳月はもう戻ってまいりません。

先ほど、阿部議員が反対討論を行われましたけども、経過を見守るという話でした。公明党の主張、2018年10月22日「再審請求の課題、適切な証拠開示への議論を急げ」というブログを見させていただきました。制度見直しに一刻の猶予も許されないとし、「現在の刑事訴訟法は、公判前に全証拠のリスト開示を検察に義務づけている。しかし、再審請求手続には、こうした明確な手続がなく、裁判所の裁量に委ねられている。再審手続でも、検察に全面証拠のリスト開示を義務づける法改正が必要ではないか」と、謳われています。

そして、2019年4月27日「再審の証拠開示、議論を」ということで、日弁連と政策懇談会に山口代表も参加され、「確定判決の重みを理由に再審に消極的な意見もあるようだが、それは無実の罪を着せられた人の人生の重みに勝るはずがない」と発信をされています。山口代表のこのご意見は、制度改正に向けて前向きなものと受け取らせていただきました。

3月20日に、再審制度について考えるシンポジウムが、長崎市内で開催されました。参加された女子高校生は、ドイツでは検察官抗告が1964年に禁じられた点などを鴨志田氏の講演に触れて、「冤罪のドラマを見て、このままでは駄目じゃないかと思った。なぜ日本は法改正が遅いのか気になる」と、こういう発言をされました。その新聞記事を通して私は知りました。私たちは次の世代に、何を若い皆さん方に残していけるのでしょうか。そういう問いかけをされたような気がしました。今こそ、刑事訴訟法の再審規定の改定を進めなければならないと思います。

よって、意見書案第1号、刑事訴訟法の再審規定の改定を求める意見書について、賛成といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(中野 勝寛君)

起立多数であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 意見書案第2号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第14、意見書案第2号、保育士配置基準を見直し保育士の増員を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信君。

○議員(5番 柴田 芳信君)

日本共産党の柴田芳信です。

意見書案第2号、保育士配置基準を見直し保育士の増員を求める意見書案についての趣旨説明を行います。

中間市におきましては、2021年7月29日、送迎バス事故により、園児の尊い命が奪われてしまいました。その教訓が活かされないまま、静岡県牧之原市においても、2020年9月に同種事故が発生いたしました。

中間市では、2020年4月に、重大事故の再発防止のための検証委員会設置要綱に基づき、第三者である医師、弁護士、教育・保育関係者及び学識経験者から構成される検証委員会が設置をされました。今年の2月に検証委員会報告書が発せられたところであります。

この中で保育所の重要性は広く社会に認識されるようになりましたが、感染対策を徹底しながら、子どもの発達を保障し、子育てで家庭を支えるには、現在の配置基準が不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも、保育士の増員が急務となっています。余りにも労働条件の厳しさ、他の職種に比べて賃金の低さ故、保育士の資格を持っておられる方も他の職種で働かざるを得ないのが現状ではないでしょうか。

小学校では、全学年での少人数学級が順次実施されており、2021年度学校基本調査によれば、公立小学校の学級当たりの平均児童数は、既に22.7人となっています。一方で、小学校より若い乳幼児が長時間生活する保育所等の4歳・5歳児の配置基準は、30人に保育士1人が基準制定以来70年以上も一度も見直されていないことは、ゆゆしき事

態と言わざるを得ません。

保育士の配置基準は、2015年に子ども・子育て支援制度が始まる際、1歳児で6人に1人が5人に1人、4歳から5歳児で30人に1人から25人に1人に改善されるようになっていましたが、今も宙に浮いたままであります。

国は、2023年4月にこども家庭庁を創設して、これまで以上に子どもの関連施策の充実・推進を目的とし、予算も倍増するとしています。それならば、今こそ保育関連予算を大幅に増やし、保育士配置基準の引き上げによる保育士の増員、処遇の改善を国の責任で進めるべきではないでしょうか。

よって、国においては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう強く要望いたします。1、子どものために保育士配置基準の引き上げを進め、保育士の増員を図ること。2、公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。議員の皆さんの賛同をお願いいたしまして、私の趣旨説明を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第2号、保育士配置基準を見直し保育士の増員を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

起立多数であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 意見書案第3号

日程第16. 意見書案第4号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第15、意見書案第3号及び日程第16、意見書案第4号の意見書案2件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。中尾淳子さん。

○議員（10番 中尾 淳子君）

公明党の中尾です。意見書案2件につき、提案理由を申し上げます。

初めに、認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書案について申し上げます。

日本における認知症の人の数は推計値で600万人を超え、高齢化率の上昇に伴い、今後も増加が見込まれます。将来を見据えての備えの拡充が求められている今日、認知症の方への介護や医療の分野においては、認知症に対する知識や経験の蓄積や認知症を進行させる要因の解明など、大きな進展が見られます。

また、地域や家庭においては、家族をはじめ周囲の人々の正しい知識と理解のもと、認知症の人の尊厳と日常を守る、認知症との共生型社会への転換が求められています。

よって、政府において、認知症の人も家族も安心して暮らせる地域の構築のために、また、認知症の人や家族の困難を最小限に抑えるために、以下の項目について特段の取り組みを求めます。1、認知症の人に初期の段階から、家族や周囲の人々が、適切に対応するための認知症サポーター等の育成促進や、身近な薬局や介護施設等への相談窓口の開設を支援すること。2、認知症の重症化抑制や認知機能の維持のための、当事者や家族との連携を重視しながら、薬や対処法等の研究開発体制を強化すること。3、認知症グループホームへの低所得者や圏域外の人々も含めた入所の仕組みづくりなど、認知症の人と家族に寄り添う制度を整備すること。4、認知症のリスク低減につながる、生活習慣や栄養補給など、国民の日常をサポートする知識や情報を提供する体制を整備すること。5、認知症に対する施策を、国と地域が一体となって、総合的かつ総体的に推進するための「（仮称）認知症基本法」を整備すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

次に、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書案について申し述べます。

新型コロナウイルス感染症の罹患者の中で、疲労感・倦怠感などの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えています。実際に、倦怠感、呼吸困難感、集中力の低下、記憶力の低下、睡眠障害など、仕事や学業の継続が困難になる方も多くなっています。

後遺症は社会生活上、非常に影響が大きく、例えば、子どもの場合は自ら症状を訴えることが難しいため、怠けていると捉えられてしまう恐れもあります。

感染拡大から3年が経過し、新型コロナへの向き合い方も変わる中で、後遺症に悩み、生活に大きな影響を受けている方々の治療等の確立は、大変に重要な課題であります。

よって、政府に対して、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々に寄り添い、一人一

人の日常を守るため、以下の事項について積極的な取り組みを求めます。1、新型コロナウイルス感染症の後遺症の発生状況について、非常に近い症状の筋痛性脳脊髄炎・慢性疲労症候群との関連も含めた、実態調査を推進すること。2、一部医療機関で実施されている上咽頭擦過療法——これは、喉の一番上部に塩化亜鉛溶液を染み込ませた長い綿棒を口または鼻から入れ、上咽部粘膜に強く塗布することを進めるとともに、後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充すること。3、自己免疫疾患との関連など、新型コロナウイルス感染症による後遺症の原因究明と新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、意見書案第3号、認知症の人も家族も安心の社会の構築を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

全員起立であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号、新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書を採決に起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（中野 勝寛君）

全員起立であります。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 会議録署名議員の氏名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第17、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、小林信一君及び下川俊秀君を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、令和5年第2回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 小 林 信 一

議 員 下 川 俊 秀